



2023年3月23日

各位

会社名 東洋紡株式会社
 代表者 代表取締役社長 竹内 郁夫
 (コード: 3101 東証プライム)
 問合せ先 財務部長 高橋 秀和
 (TEL 06-6348-3137)

劣後特約付ローンの期限前弁済に関するお知らせ

東洋紡株式会社(以下、当社という。)は、2018年3月に調達した劣後特約付ローン(以下、本劣後ローンという。)総額150億円について、2023年3月27日付で期限前弁済(以下、本期限前弁済という。)することを決定致しましたので、お知らせ致します

記

1. 本期限前弁済の背景

- (1) 当社は2014年3月に調達した劣後ローンの期限前弁済のための資金調達として本劣後ローンを実施し、当社の財務安定性維持を図りました。
- (2) 一方で、当社は2018年5月に2018中期経営計画を、2022年5月に2025中期経営計画を策定し、事業の成長と財務基盤の強化に努めてまいりました。
- (3) その結果、下記2-(7)に掲げるリプレースメント条項内の例外規定①および②の基準を達成(※1)しましたので、自己資金および借入金による期限前弁済を実施致します。なお、本期限前弁済による、当社の2023年3月期の連結業績への影響は軽微です。

※1:2022年12月31日における連結株主資本は1,646億円、連結D/Eレシオは0.99倍です。

2. 本劣後ローンの概要

(1) 調達額	150億円
(2) 契約締結日	2018年3月20日
(3) 実行日	2018年3月26日
(4) 最終弁済期日	2078年3月28日 但し、当社は2023年3月以降の各利息支払日において、元本の全部または一部を期限前に弁済することができる。
(5) 利息の強制停止	(a)当社の年次連結財務諸表上の数値を用いて計算される EBITDA マージン(営業利益と減価償却費の合計額の売上高に対する割合)が当該利払日の直近2連続事業年度にわたり6%未満の場合、又は(b)当該利払日の直近の当社の年次連結財務諸表若しくは第2四半期連結財務諸表上の数値を用いて計算される資本合計(純資産と純負債の合計額)に対する純負債(有利子負債から現金及び現金同等物を控除した額)の割合が70%を超えた場合には、当該利払日における利息の全額の支払いが停止される。 上記のほか、分配可能額が必要額に満たない場合その他一定の場合にも利息の全額又はその一部の支払いが停止される。
(6) 利息の任意停止	強制停止事由が発生しておらず、かつ継続していない場合に、当社の裁量により利息の全額又はその一部の支払いを停止できる。

(7)リプレイスメント条項	<p>当社は、本劣後ローンの期限前弁済にあたっては、期限前弁済日以前の6ヶ月以内に、本劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た資金を調達することを意図している。</p> <p>但し、借入実行から5年経過後以降に期限前弁済する場合において、以下のいずれの要件も充足する場合を除く。</p> <p>① 期限前弁済を通知する時点において発表されている最新の連結貸借対照表に基づいて計算される連結株主資本の金額が 1,552 億円以上となった場合</p> <p>② 期限前弁済を通知する時点において発表されている最新の連結貸借対照表に基づいて計算される D/E レシオが 1.0 倍を下回った場合</p>
(8)劣後条項	<p>当社に対して、清算手続の開始、破産手続の決定、会社更生手続開始の決定または民事再生手続の決定等がなされた場合、本劣後ローンの貸付人は、優先株式および本劣後ローンを含む同順位劣後債権等を除く一切の債務全額が支払われた後に、契約に従って弁済を受けることができる。</p> <p>本劣後ローンの各条項は、上位債務の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、かかる変更の合意は効力を生じない。</p>
(9)格付機関による本劣後ローンの資本性評価	<p>株式会社格付投資情報センター:「クラス4」「70」</p> <p>株式会社日本格付研究所:「高」「75」</p>
(10)貸付人	<p>株式会社みずほ銀行、三菱 HC キャピタル株式会社、三井住友信託銀行株式会社、大同生命保険株式会社、株式会社日本政策投資銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友ファイナンス&リース株式会社、東京センチュリー株式会社</p>

以 上